

(公印省略)

公入管第 857号  
建政 第1885号  
施整 第1367号  
平成30年 2月23日

(一社) 大分県建設業協会長 殿

大分県 土木建築部 公共工事入札管理室長  
大分県 土木建築部 建設政策課長  
大分県 土木建築部 施設整備課長

「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」等の運用に係る  
特例措置について (送付)

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価 (以下「新労務単価」という) について、平成30年3月1日以降起案する設計書より適用することとしていますが、平成29年度公共工事設計労務単価及び平成29年度設計業務委託等技術者単価 (以下「旧労務単価」という) に各々比して、公共工事設計労務単価では全職種単純平均で5.4%上昇し、設計業務委託等技術者単価では単純平均約3.0%上昇していることに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので参考までに送付します。

なお、引き続きインフレスライド条項の適用も継続しますので、併せて申し添えます。

## 記

### 1 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、対象となる工事及び建設コンサルタント業務等の受注者は、大分県公共工事請負契約約款第57条、大分県土木設計業務等委託契約約款第50条及び大分県建築設計業務等委託契約約款第55条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料の変更の協議を請求することができる。

### 2 対象となる工事及び建設コンサルタント業務等について

平成30年3月1日以降に開札を行う工事及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 請負代金額及び業務委託料の変更

変更後の請負代金額及び業務委託料については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額及び業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

4 その他

詳細は大分県ホームページを参照のこと。

担当：公共工事入札管理室 公共工事入札管理班  
建設政策課 技術・情報システム班  
施設整備課 企画調査班